平成２４年（フ）第６６７号
埼玉県所沢市星の宮１丁目18番５号
債務者　浅沼　和憲
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７０号
埼玉県所沢市東狭山ヶ丘１丁目30番地の８
メゾン・ド・セレージュ102
債務者　石川　亮太
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６７８号
埼玉県入間市扇町屋４丁目７番３号
債務者　鈴木　政子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２８７号
埼玉県児玉郡美里町大字阿那志1798番地２
債務者　沢野　敏子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３３８号
埼玉県比企郡滑川町大字月輪1096番地７
債務者　大山　尚美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５２号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地９―104
債務者　佐々木晴夫
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２８号
静岡県賀茂郡東伊豆町白田313番地の９　白田清和荘404
債務者　山崎　　一
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第３４号
静岡県賀茂郡河津町梨本452番地の１　37号
債務者　河内哲理こと　河　　哲理
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第１７３５号
名古屋市南区豊４丁目26番７号
債務者　小宮山宏三
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５７号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘32棟503号
債務者　小山内勝二
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８７１号
名古屋市南区明治２丁目12番５号
債務者　夏山　律子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８８１号
名古屋市港区泰明町３丁目１番地の１　泰明荘４棟204号
債務者　代田　和也
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７号
三重県松阪市平成町65番地７
債務者　松永　万弓
1　決定年月日時　平成24年10月15日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第４３号
京都府南丹市八木町八木西町裏113番地４
債務者　伊地　弘貴
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
和歌山県新宮市仲之町１丁目２番地の３
債務者　玉井　建利
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１８号
和歌山県新宮市井の沢８番15号
債務者　玉井美由紀
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第１４０号
北海道伊達市舟岡町313番地３　ローズハイツⅡ―Ａ号室
債務者　齊藤　鉄也
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
茨城県水戸市千波町1768番地　サンライフ北葉山Ｂ―105
債務者　木村　　学
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
水戸地方裁判所